

物品・サービス税（GST）と
輸出入企業に関する制度調査
－ GST の猶予、特殊取引について
（マレーシア）

2014年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス情報サービス課

クアラルンプール事務所

【免責条項】.....

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査をおこない、ビジネス情報サービス課でとりまとめたものですが、本書の既述、所見、結論および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

.....

序文

本報告書は、ジェトロクアラルンプール事務所（Japan External Trade Organization: JETRO）が現地会計事務所に委託した内容を編集したものです。

マレーシアでは 2015 年 4 月 1 日より付加価値税（VAT）である Goods & Services Tax（“GST”）が導入されます。これまでマレーシアには、消費税制として特定の物・サービスを課税対象とする一段階課税方式の税制である売上税（Sales Tax）とサービス税（Service Tax）が存在しましたが、これらは GST の導入をもって廃止されることとなります。

GST の税率は 6% で、帳簿方式である日本の消費税と異なるインボイス方式が採用されます。このことが GST の実務に与える影響は大きく、対応に苦慮している日系企業も多いものと推測されます。本稿では、マレーシアの GST が日系企業に与える影響の中でも貿易取引に焦点を当て、日系企業が直面することになるであろう課題を取り上げています。

本報告書で収集した情報の内容や提供した関連文書については、その正確性と完全性を明確にまた暗に言明や保証をするものではありません。

本報告書が網羅する事項に関して読者の皆様が行動を起こされる際には、事前に専門家の助言を得られることをお勧めします。

目次

I. 輸出入取引全般の留意事項	1
1. 輸入取引	1
2. 輸出取引	2
II. 輸入 GST が猶予されるケースと留意事項.....	3
1. 保税商業地域 (Free Commercial Zone)	3
2. Warehousing Scheme	3
3. Approved Traders Scheme (“ATS”)	3
III. 特殊な取引に係る GST 上の留意点.....	6
1. ドロップシップメント	6
(1) 国内直送	6
(2) 輸入直送	9
(3) 輸出直送	9
2. VMI 取引.....	10
IV. その他の主要検討事項	13
1. 輸入サービス	13
2. 輸出サービス	14
3. 外国通貨の換算レート	14

I. 輸出入取引全般の留意事項

1. 輸入取引

製造業を中心に、マレーシアで事業を行う日系企業のほとんどは何らかの輸入取引を行っていると考えられるが、マレーシア国内での仕入取引と同様、海外からマレーシアへの輸入取引にも原則として6%のGSTが発生する。

国内仕入の場合も輸入取引の場合も、支払ったGSTにつき仕入税額控除を適用することができる。仕入税額控除のためには国内仕入の場合は仕入先が発行するタックスインボイスが必要になり、輸入取引の場合は、輸入通関書類（K1 フォーム）がタックスインボイスとして取り扱われる。輸入取引の場合、実務上、輸入者（輸入通関書類上の輸入者）が自ら通関を行っていないケースも多く、したがって輸入者が通関業者などから適時かつ確実に輸入通関書類を入手するプロセスの導入がGST開始にあたって必要になると言える。

輸入取引が国内仕入取引と比べて大きく異なる点は、GSTを支払うタイミングである。つまり、国内仕入取引の場合、通常は取引先からタックスインボイスを受け取り、取引条件に従って取引先にGSTを含む支払いを行うことになる。一方、輸入取引の場合、輸入関税とGSTを税関に支払わなければ通関されないため、輸入の場合は必ず仕入税額控除よりGSTの支払いが先に来ることとなり、キャッシュフロー上の問題を引き起こすことになる。すなわちマレーシアに進出する日系製造業者の大半は保税工場か、あるいはCJ5と呼ばれる売上税の免除措置の恩恵にあずかっていたが、売上税の廃止によりCJ5の制度も消滅するので、Approved Traders Scheme（ATS、2.3で概説）が適用される場合を除きGST分の資金流出が発生することになる。とりわけ輸入額の大きい企業は、特にGST導入当初の数カ月間、資金流出が先行することになるため、何らかの資金の手当てが必要となろう。

他方、卸売業や小売業などでこれまで輸入時に10%の売上税を負担していた企業にとっては、GSTの導入により税率が下がるのみならず、仕入税額控除の適用が可能になり、輸入に関しての税負担が軽減されることになるため事情は異なるといえる。ただし、マレーシア政府はGST導入後の物価上昇・消費減退を大いに懸念し、便乗値上げ等による不当利得を防止する趣旨のPrice Control and Anti Profiteering Actも施行されている。したがって、このように売上税廃止により仕入コスト低減が見込まれる企業は特に、不当利得を得ているとして同法に抵触することにならないよう、販売価格の見直し等の対応が必要と言

えよう。

売上税については、GST 導入の経過措置として施行日直前の 2015 年 4 月 1 日現在の在庫に関する売上税の還付の制度が設けられている。この還付は 2 年間にわたって分割払いで行われる予定であり、また 100%相当の還付請求のためには監査人による棚卸し監査が必要であるため、手続き・コストの面でも負担が大きい。卸売、小売の業者で自らが輸入を行なう場合や、売上税の納税者である製造業者から仕入れる業者以外の業者である場合は、仕入額の 20%を仕入品に関連する売上税の課税評価額とみなす規定が適用され、実際の売上税額より少ない金額しか還付されない可能性が高い。したがって、GST 開始時には保有すべき適正在庫量や還付請求実施の有無等を事前に検討しておく必要があり、また思い切って在庫水準をぎりぎりまで引き下げることの一つの重要な選択肢であると考えられる。

2. 輸出取引

日本の消費税と同様、財貨の輸出はゼロ税率とすることができるが、そのためには自社の輸出通関書類 (K2 フォーム) を持っていることが必要となる。輸出通関書類がなければゼロ税率は適用できないため、たとえば商流上は国外への販売であるが物流上は国内取引である場合 (いわゆるドロップシップメントの場合)、ゼロ税率が適用できないため留意が必要である。ドロップシップメントについては、III. 1. で説明する。

II. 輸入 GST が猶予されるケースと留意事項

1. 保税商業地域 (Free Commercial Zone)

保税商業地域 (Free Commercial Zone、以下「FCZ」) を通して財貨の取引が行われる場合、GST のもとでは、FCZ はマレーシアの国外と同等に取り扱われる。したがって、製品が国外から FCZ に輸入される場合、FCZ 間で移動する場合には GST は課されず、FCZ からマレーシア国内に移動される際に、輸入 GST が発生する。

2. Warehousing Scheme

Warehousing Scheme とは、輸入時の GST のキャッシュアウト負担を軽減することを目的にして設けられた制度である。通常は輸入通関時に 6% の GST を納付しなければ国内に輸入品を持ち込むことができないのに対し、Warehousing Scheme の規定に準拠する一定の保税倉庫に納入・保管される輸入品については GST の納付が猶予される。その後、輸入品が当保税倉庫から国内に持ち込まれる際に GST が課されることになる。また、保税倉庫から II. 3. で説明する ATS に準拠する保税工場倉庫 (LMW) に持ち込まれる際は、ATS の恩典により GST の納付が更に猶予されることとなる。

財貨の輸入の際の FCZ と Warehousing Scheme の取扱いは類似しているが、GST のもとでは FCZ はマレーシア国外として取り扱われるのに対し、Warehousing Scheme はマレーシア国内であるものの輸入 GST の納付が猶予される制度である点で異なる。また、LMW から製品を FCZ に持ち込む場合は原則として輸出扱いとなるが、保税倉庫へ持ち込む場合は、その倉庫が Warehousing Scheme の適格倉庫であったとしても、国内取引として標準税率で GST が課税されることに留意する必要がある。

3. Approved Traders Scheme (“ATS”)

マレーシア政府は、加工貿易を行う企業の GST 導入による資金負担の軽減のために、Approved Traders Scheme (“ATS”) の制度を設けた。I. 1. のとおり、輸入に際しては基本的に 6% の GST のキャッシュアウト負担が発生するが、特にマレーシアで加工貿易を行う輸出業者の輸入時の GST キャッシュアウト負担を軽減しようという趣旨で、特別に設けられた制度である。ATS の概要は以下のとおりである。

(1) ATS 登録事業者は、輸入通関の際に、6% の GST の納付を猶予される。

(2) 以下のいずれかの GST 登録事業者は、税関当局に ATS の承認申請を行うことができる (Goods And Services Tax Regulations 2014 より)。

- ア. LMW の資格を有する会社
- イ. 保税工業地域 (FIZ) に所在する会社
- ウ. 国際調達センター：IPC (International Procurement Centres) または地域流通センター：RDC (Regional Distribution Centres) の承認を受けている会社
- エ. 売上が RM25,000,000 超で、すべての供給のうち 80%以上がゼロ税率供給である会社¹
- オ. Approved Toll Manufacturer Scheme (ATMS) の登録を行った受託加工会社。ATMS は輸入後に加工のみして再輸出するマレーシアの事業者 (材料や部品は購入せずに国外企業に対して受託加工サービスを提供する事業者) に対して、加工サービスにかかる GST6%を免除するスキーム
- カ. Approved Jeweller Scheme の承認を受けた会社
- キ. その他、大臣の承認を受けた会社

(3) 上記の ATS 申請者に課される条件は以下のとおりである (Goods And Services Tax Regulations 2014 より)。

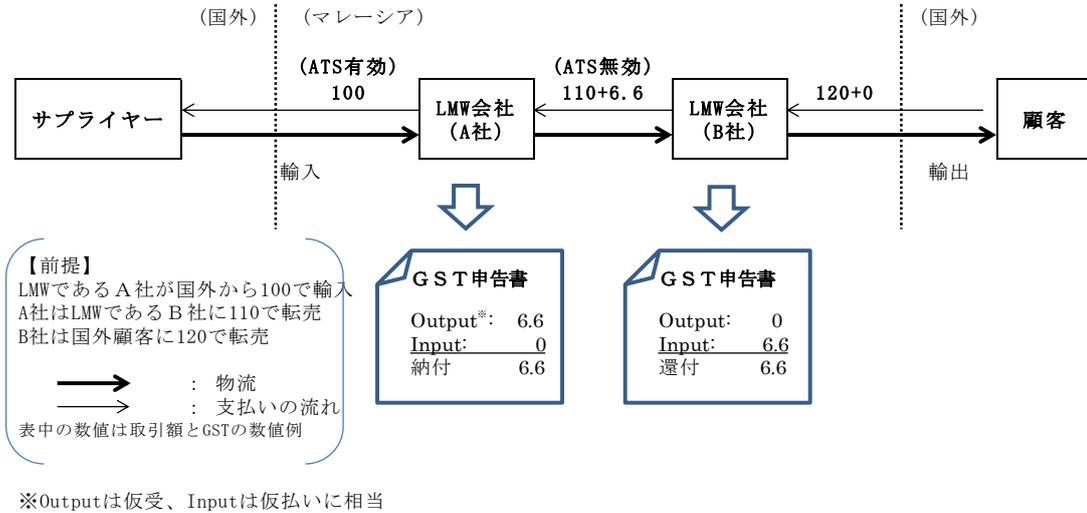
- ア. 課税供給のみ行っていること
- イ. 課税期間が 1 カ月であること
- ウ. 電子申告利用者であること
- エ. 自社で電子申告により輸入申告を行っていること
- オ. GST 法に基づく申告納税義務を遂行していること
- カ. 会計および内部統制システムが税関局長が決定する会計・監査の基準を充たしていること

(4) 輸入に際して猶予された GST の金額は GST 申告書に記載しなければならない。

(5) ATS 事業者が他の ATS 事業者から購入する場合 (図 1 のように、いわゆる間接輸出が行われる場合)、その間接輸出の部分に関しては通常の国内供給扱いとなり、GST の納付は猶予されない。

¹ 法令上は明確に示されていませんが、輸出のみで全売上の 80%である会社と解されています。

図1 LMW2社のATSの適用



以上より、LMW の会社など ATS を適用できる会社は、輸入に係るキャッシュアウト負担の問題を回避することが出来る。ただし「間接輸出」には GST 猶予が適用されないため、図1にあるように、流通過程の中で他の LMW 等の会社から購入する LMW 等の会社 (B 社) は、その部分は ATS のメリットを享受できないことになる。

なお、上述のとおり、Warehousing Scheme が適用される保税倉庫から ATS の認可を得た LMW への販売取引は、国内取引ではあるが課税が猶予される。

III. 特殊な取引に係る GST 上の留意点

1. ドロップシッピングメント

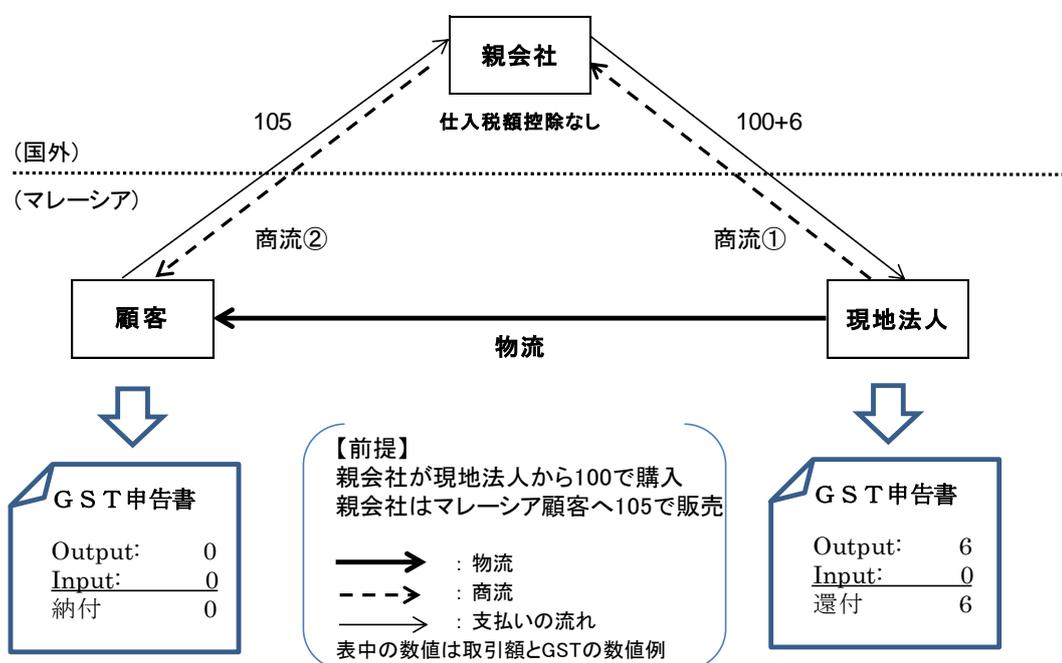
ドロップシッピングメントとは、物流と商流が異なる取引で、一般的には商流上の中間に位置する会社を飛び越えて、物流上はその先の会社に製品を直送する取引をいう。以下では、(1) 国内直送、(2) 輸入直送、(3) 輸出直送の3つのパターンに分けて、GST の取扱いを検討する。

(1) 国内直送

ア. 外国親会社が商流に入る場合

物流の観点からはマレーシア国内のモノの移動の取引だが、商流の観点からは間に外国の会社（外国の親会社など）が入っており当該外国の会社を通して行われる取引をいう（図2）。

図2 ドロップシッピングメント(国内直送)



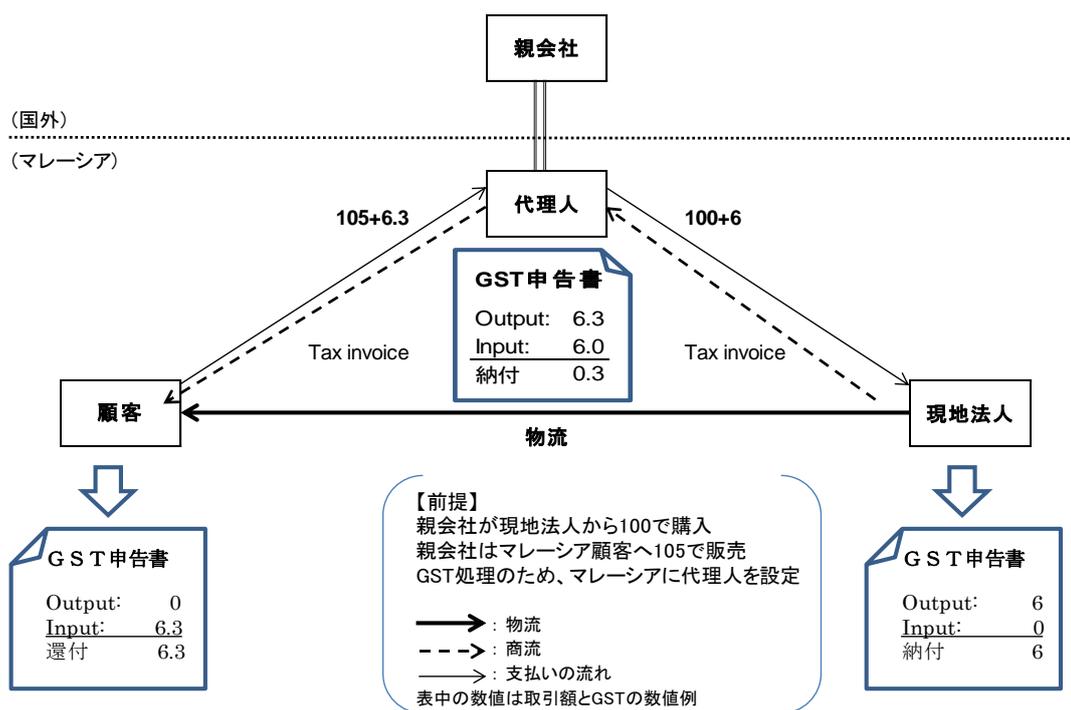
この場合、外国の親会社等への販売は輸出取引ではなく、マレーシア国内取引となる。つまり商品・製品は実際に通関して輸出されるわけではないため、ゼロ税率の適用はなく、

6%の GST が適用されることになる。

イ. 代理人を利用する場合

他方で、物流としては国内取引であることから、外国の親会社等にとっても、マレーシア国内において国内の課税供給を行っていることになる。このため、GST 課税事業者でなければ仕入税額控除を取れず、したがって商流の間に入った親会社にとって6%の GST 相当額がコスト増となってしまふという問題が生じる。この問題を避けるには、外国の親会社等が GST 課税事業者となる必要があるが、この場合、仕入税額控除は取れるものの、GST 上の代理人を指名し代理人を通じてマレーシア国内で GST のコンプライアンス上の手続き（端的には、タックスインボイスの発行、GST 申告・納付、書類管理など）を実施しなければならないという事務・コスト負担の問題が生じることになる（図3）。

図3 ドロップシッピングメント(国内直送)で代理人利用の場合

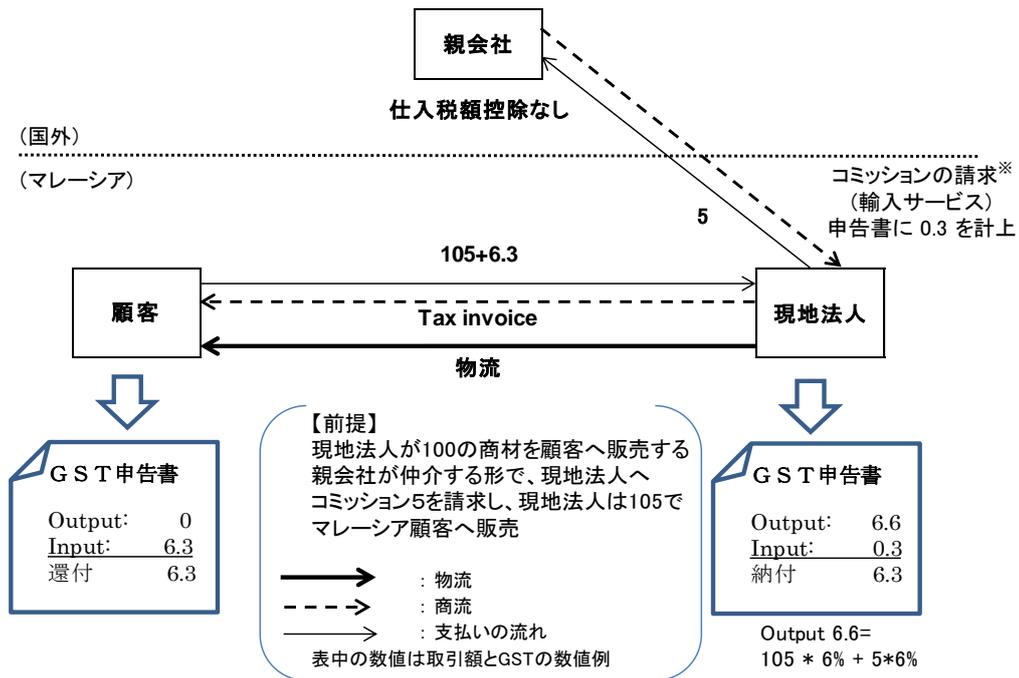


代理人を利用する場合、とりわけマレーシア子会社が親会社の GST 代理人になる場合は、それまで潜在的だった恒久的施設 (Permanent Establish / PE) の問題や移転価格税制の問題が顕在化するおそれがあり、そうした観点からも事前に慎重な対応を行うことが求められる。

ウ. コミッションベースの場合

したがって法人所得税制上のリスク回避を優先するのであれば、GST 開始後は商流（若しくは物流）変更を検討する必要がある。一つのオプションは商流を物流に合わせて直接国内取引にする方法である。この場合外国の親会社等が何らかの付加価値を生んでいるのであれば、これまでの売買によるマージンを何らかの形で回収する形態に変更することが考えられる（図4）。

図4 ドロップシッピングメント(国内直送)で商流変更の場合



※ 親会社からのロイヤリティは輸入サービスにみなされる。このため、ロイヤリティに対し GST 申告書の Output 及び Input に 0.3 (5 × 6%) を計上する (IV.1 参照)

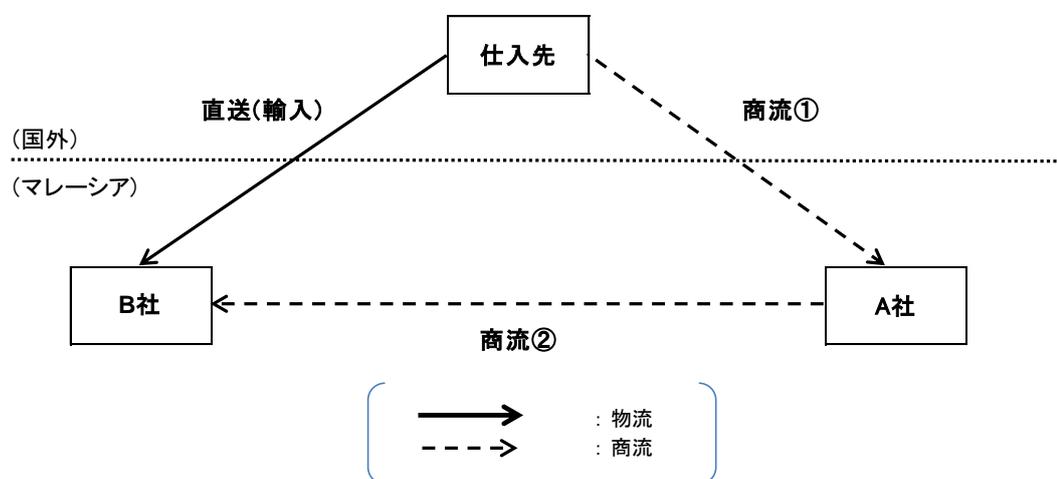
商流の変更を行うためには当然のことながら取引先の了解を得る必要がある。それとともに、外国の親会社等は売上を失うことになるため、グループ内での調整の場面で難しさが出てくる等の実務上の課題も想定される。そこで上述のとおり親会社にコミッションを支払うという方法が考えられるが、コミッションについては、移転価格税制上適切な価格設定とすることが求められるとともに、そもそも論の話としてマレーシア国内取引にも関わらず、なぜ海外の親会社にコミッションを支払わねばならないのかといった本質的な問題に突き当たる。またコミッションとせず、何らかの役員費やロイヤリティとして支払う場合も、PE に認定されないよう留意が必要となるほか、源泉税についても事前に検討し、書類上の備えも必要になってくる点にも留意が必要である。なお、GST 上は、外国の親会社等が請求するフィーは輸入サービスとして取り扱われるため、現地法人側で GST 申告書上

の処理に留意が必要になる(詳細は IV. 1. 輸入サービスを参照)。もう一つのオプションは、現行の商流に物流をあわせる方法で、具体的にはマレーシア国内にある FCZ 内の倉庫、あるいは近隣国のシンガポールの倉庫に持ち込む方法が考えられる。しかしながら、この方法は倉庫代や輸送費が余計にかかることとなる。

(2) 輸入直送

典型的には図 5 のような取引である。

図5 ドロップシッピング(輸入直送)



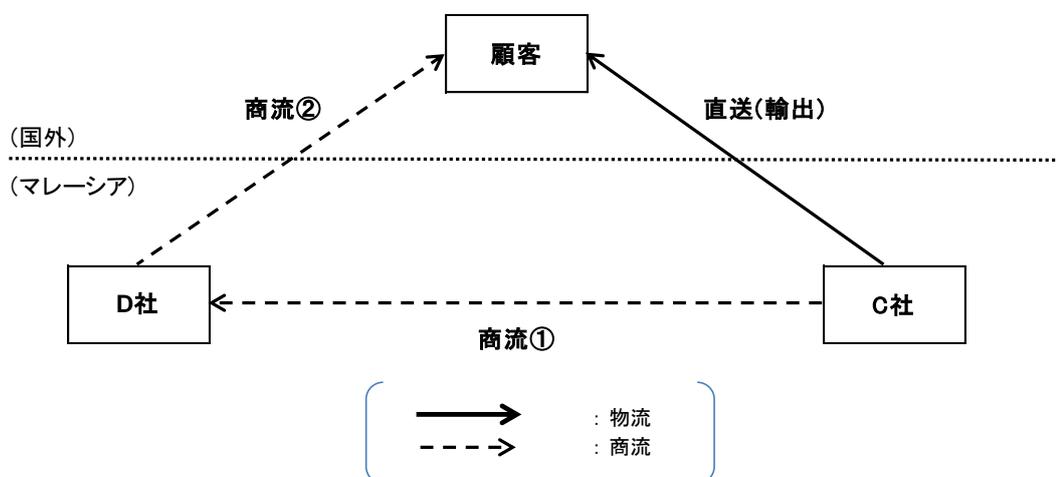
この場合、以下の条件を満たす場合、A 社の B 社に対する供給 (商流②) は GST 対象外とされる。

- ア. 仕入先から A 社への製品・商品の所有権の移転が輸入前にマレーシア国外で行われていることが書類上も証明できること。すなわち A 社が輸入通関書類上荷送人 (Consignor) でなければならない。
- イ. 通関書類上の輸入者 (Consignee) は B 社で、輸入品の評価額 (輸入に係る GST の課税標準) も A 社発行のインボイス金額に基づいていること。

(3) 輸出直送

典型的には図 6 のような取引である。

図6 ドロップシッピング(輸出直送)



この場合、GST の取扱いは以下のとおりである。

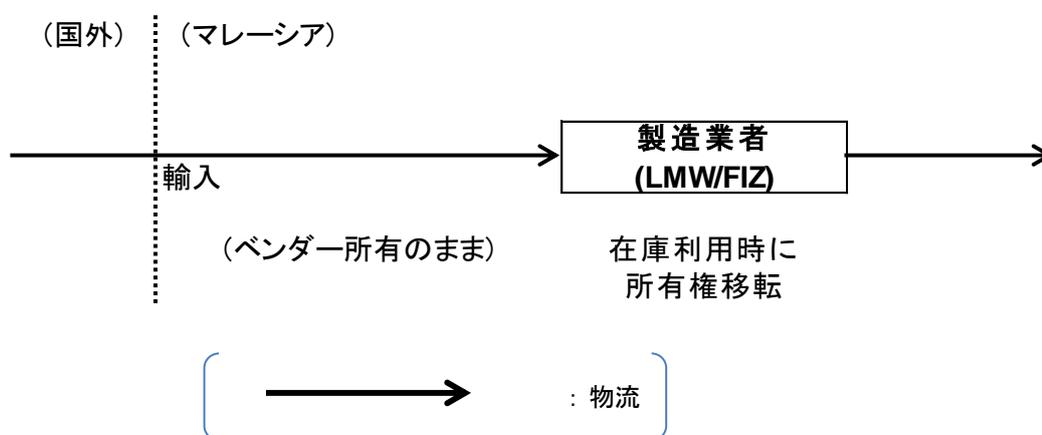
- ア. C社のD社に対する供給は、所有権の移動がマレーシア国内で生じていることを前提に、国内取引として6%のGSTの対象となる。
- イ. D社の外国会社への供給は、輸出通関書類がD社名で作成されていることを前提に、ゼロ税率とすることが出来る。

2. VMI 取引

マレーシアの保税区域内に材料等を非居住者ベンダーの保有在庫として置き、マレーシア国内の製造業者がジャスト・イン・タイム (JIT) 生産のために必要に応じて材料をピックアップする、いわゆる VMI (Vendor Managed Inventory) のオペレーションがマレーシアでも見られる。以下では、VMI のもとでの GST 上の留意点について検討したい。

まず、マレーシアでよく見られる VMI 取引としては、非居住者ベンダーが、顧客である LMW 若しくは FIZ 所在のマレーシア国内製造会社の倉庫に在庫を持ち、顧客の使用に応じて請求を行っていく形態である (図 7)。

図7 VMIのイメージ①

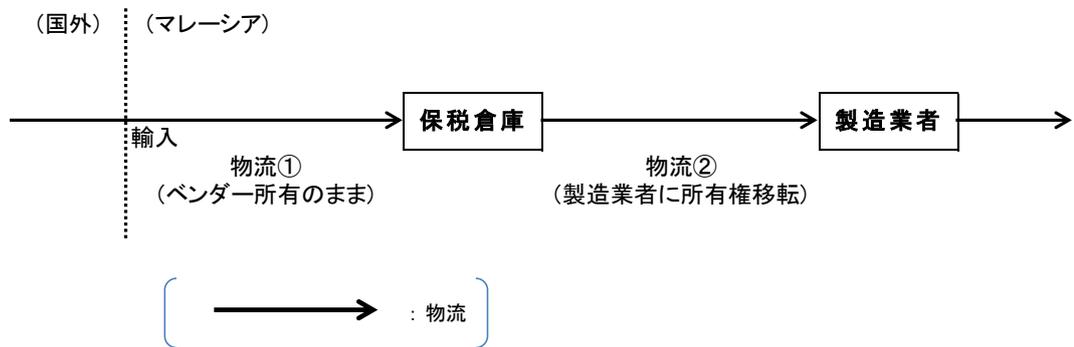


この場合、図7の輸入時については、製造会社はLMWステータスまたはFIZ所在であることにより売上税の免除を受けていた。GST導入後は、当該製造会社がATSの適用承認を受けている場合は輸入時のGSTは猶予されるため、GST導入前後で税負担は変わらないことになる。また、在庫の利用時＝契約上の所有権移転時については、輸入通関の時点で既に製造会社を荷受人として輸入を行っているため、GSTの面ではこの時点で供給（海外ベンダーから製造業者への供給）が発生したとは考えず、したがって、在庫の利用時＝契約上の所有権移転時にもGSTは生じないことになる。

なお、ここで留意が必要になるのは、製造業者にとって、財務会計上は未だ仕入を計上しないにもかかわらず、GST申告書上は猶予された輸入GSTの金額を記載する必要があるため、会計とGSTで仕入計上のタイミングにズレが生じることになる点にある。この点、会計処理およびGST申告の実務上の処理をどのように進め別途管理していくことができるか、事前に検討しておく必要がある。

次に、FCZまたは保税の第三者倉庫に非居住者在庫を置き、必要な時点でマレーシア製造業者が在庫をピックアップするケースもよく見られるが、この場合はGSTに移行することの影響はどうだろうか（図8）。

図8 VMIのイメージ②



2015年3月31日まで適用されている売上税については、図8の物流①の時点で売上税は発生せず、物流②の時点で売上税の対象になるが、製造業者のLMWステータスまたはCJ5の利用により、売上税の免除が可能である。したがってベンダー在庫のマレーシア入庫時、製造会社による利用時とも、原則として売上税の負担は生じないことになる。

GST導入後には、ベンダー在庫がFCZまたは保税倉庫に置かれる限りにおいては、物流①の入庫の段階ではGSTは発生しない。次に製造会社による在庫ピックアップ時つまり物流②については、製造業者がATS適用会社である場合はGSTが猶予され、したがってGST導入前後で税負担は変わらない。ATS適用会社でない場合はこの時点で6%のGSTが発生することになる。したがって、ATSの適用がない製造会社については、これまではCJ5のもとで売上税の免除が可能だったが、GST導入後は、在庫ピックアップ時にGST6%の納付が生じることになる。

つまり、後に仕入税額控除による取り戻しは可能であるものの、キャッシュアウト負担が先に生じることになる。在庫自社保有の場合に比べ、在庫ピックアップ時点まではGSTキャッシュアウト負担が生じないという意味ではVMIの方が有利だが、この点に留意が必要である。

VMIに係るGSTの取扱いの概要は以上のとおりだが、ベンダー在庫の保有場所や製造業者のステータスによってGSTの取扱いが異なり、さらには商流に商社が入る場合もあるなどVMIのアレンジメントには多くのバリエーションがあるため、VMIの取引を行っている場合には個々の事実関係に基づきGSTの取扱いを慎重に検討する必要がある、場合によっては商流の変更の検討が必要になるケースも出てくると考えられる。

IV. その他の主要検討事項

1. 輸入サービス

輸入サービスとは、マレーシアの GST 課税事業者が、マレーシア国外の事業者から受けるサービスで、マレーシア国内で消費されるものをいう。輸入サービスの範囲は広く、海外からの技術支援や経営指導なども含まれる。具体的には、日本の親会社がマレーシア現地法人に対して製品製造を許諾し、その対価としてマレーシア現地法人が日本の親会社に対してロイヤルティの支払いを行う場合も、輸入サービスとして取り扱われる。

輸入サービスの GST 上の取扱いの概要は以下のとおりである。

- (1) 輸入サービスの場合、GST 計上の責任はサービスの供給者から受給者に移る。すなわち国外のサービスの供給者は GST の計上・申告ができないので、輸入サービスの受給者が、申告書上あたかも自らが課税供給を行ったかのようにアウトプット GST を計上しなければならない。
- (2) ところが輸入サービスの受給者は、当該輸入サービスの提供を受けているので、申告書上、輸入サービスに関してアウトプットと同額のインプット GST を計上することとなり、申告書上仕入税額控除を適用することができる。
- (3) したがって、課税事業に関連して輸入サービスの提供を受ける場合、同額のアウトプット GST とインプット GST が相殺され、キャッシュフロー上の影響は生じない。
- (4) 国外のサービス供給者には GST 抜きの請求額を支払い、GST の納付も生じないことになる。当然のことながら、国外のサービス供給者は、タックスインボイスを発行する必要はない。
- (5) 輸入サービスの受給者による GST 計上のタイミングは、国外の事業者支払いを行った時点とされている。ただし、税関当局の 2014 年 10 月 28 日発行の「Panel Decision」によれば、国外の事業者からのインボイス日付で GST を計上してもよいとされている。

なお、ロイヤルティについては、財貨輸入時の税関申告額（すなわち GST 評価額）にロイヤルティの金額が含まれている場合、既に財貨の輸入に関して 6%の GST が納付されてい

ることになるので、当該ロイヤルティを輸入サービスとして認識する必要はないこととされている（税関当局の2014年10月28日発行の「Panel Decision」より）。

輸入サービスに関しては、キャッシュ上の影響はないとしても、申告書に正しく計上しなかった場合には申告書の誤りとしてペナルティを受ける可能性もあり、十分な注意が必要である。

2. 輸出サービス

GST（Zero-Rated Supply） Order には、ゼロ税率となるサービスが列挙されており、これらに該当する場合はゼロ税率とすることができる。

日系企業の場合、マレーシアの現地法人が日本の親会社のために情報収集・提供を行ったり、研究開発やエンジニアリング活動の一部を行ったり、あるいはアセアン地区の関係会社に品質管理や技術指導サービスを提供するなど、国外の関連会社にサービスを提供している場合が散見される。GST（Zero-Rated Supply） Order²では、「マレーシア以外の国に属する者との契約に基づき、サービス提供時にマレーシア国外にいる者に直接便益を提供するサービス」はゼロ税率に出来る。ただし、マレーシアの土地または土地の改良、サービス実施時にマレーシア国内に所在する物品、マレーシア国内で取引される有価証券等に直接関連して提供されるサービスはゼロ税率の対象外としている。国外の親会社に対するサービスといっても、サービスの提供形態や契約形態は様々であることから、十分な検討を行った上で適用税率の判定を行う必要がある。

3. 外国通貨の換算レート

財貨の輸入に関しては、税関当局が公表する週次レートを利用することとされている。また、財貨の輸入以外の外貨建取引の換算については、中央銀行や市中銀行などが発表する当日の銀行売値レートをを用いることとされている。

²

[http://gst.customs.gov.my/en/rg/SiteAssets/gst_order/pua_20141013_P.U.%20\(A\)%20272%20-%20Perintah%20CBP%20\(Pembekalan%20Berkadar%20Sifar\)%202014.pdf](http://gst.customs.gov.my/en/rg/SiteAssets/gst_order/pua_20141013_P.U.%20(A)%20272%20-%20Perintah%20CBP%20(Pembekalan%20Berkadar%20Sifar)%202014.pdf)

<設例>

財貨輸入額：USD100

会社が財務会計上仕入時の換算に使用する平均レート：1USD=RM3.0

税関が当該輸入に適用するレート：1USD=RM3.2

この場合、会計上の仕訳処理は以下のとおりとなる

<誤>

(借方) 仕入	RM300	(貸方) 買掛金	RM300
(借方) 仮払 GST	RM18	(貸方) 現金預金	RM18

<正>

(借方) 仕入	RM300	(貸方) 買掛金	RM300
(借方) 仮払 GST	RM19.2	(貸方) 現金預金	RM19.2

多くの企業では、会計上、社内レートを用いて記帳を行っていたり、いつのレートを用いるかについても、前月平均レートや前月末時点レートなどの月次レートを用いていることが多い。このような企業の場合、GST用の換算レートを会計上も用いることには実務上の難しさも多く、したがって、多くの場合において、会計上用いる換算レートと GST 用に用いる換算レートに相違が生じることになるものと予想される。これは、会計上のレコードと、GST用のレコードを別管理する必要があるということであり、どのような管理を行うか事前に検討しておく必要がある。

以 上

物品・サービス税（GST）と輸出入企業に関する制度調査
- GST の猶予、特殊取引について（マレーシア）

2014 年 12 月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.